

令和元年度 第1回川西市PTAあり方検討会

日 時 令和元年7月20日(土)

午前10時00分～

場 所 キセラ川西プラザ

2階 多目的スタジオ

1. 開 会

2. 教育長あいさつ

3. 構成員・事務局自己紹介

4. 川西市PTAあり方検討会の設置について

5. 議 題

(1) 座長・副座長の選出について

(2) 「川西市PTAあり方検討会会議公開運用要綱」及び「川西市PTAあり方検討会の会議公開に係る傍聴要領」について

(3) 川西市のPTA活動の現状について

(4) 川西市のPTA活動の課題について

(5) 課題解決に向けた検討について

6. 次回以降の開催について

7. その他

川西市 PTA あり方検討会の設置について

【検討会設置の目的】

●保護者や教育関係者らが PTA 活動への相互理解を深め、持続可能な組織や誰もが参加しやすい PTA 活動あり方の検討のきっかけづくりを行う（川西市 PTA あり方検討会設置要綱第 1 条）。

【検討会の位置づけ】

●PTA 活動は本来会員の自主的な活動であるべきだが、入会の意味確認が不十分であると一部指摘する声がある。また、家族形態や働き方の多様化など時代の変化により、従来からの活動を維持することができなくなる一方、活動する保護者にとっても、PTA 活動が負担になっているという声が寄せられている。

●PTA 役員の任期は単年度であることから、長期的な展望に立った検討や改善を継続的・計画的に行うのは難しいこと、市教育委員会にも保護者から相談が寄せられていたこと、PTA は学校教育に関し、理解を深め、学び、活動を行うという学校教育に資する活動を行っていることから、市教育委員会が協力し、活発な議論をしてもらうため、PTA のあり方を検討する場を提供するものである。

【検討会の役割】

●PTA の組織や運営などの意見聴取や調査、研究を行う（川西市 PTA あり方検討会設置要綱第 2 条）。

●最終的に学校や PTA に対してモデル案を提示し、各校 PTA 内での議論のきっかけとする。

【今後の動き】

●令和元年度については、全 4 回開催し、令和 2 年度中も 4 回程度実施し、議論していく予定である。

●議論した結果は、モデル案の完成を待たず、学校・PTA へ情報を提供していく予定である。特に「入会の意味確認」や「個人情報の取扱い」など改善すべき課題については、なるべく早い段階で随時学校・PTA へ提示する予定である。

【検討会の構成員】（川西市 PTA あり方検討会設置要綱第 3 条第 1 項）

・学識経験者（2 名）・保護者代表（2 名）・関係団体の代表者（6 名）・学校・園代表（3 名） 計 13 名（15 名以内で構成）

【座長・副座長】

●座長は構成員の互選によって定め、副座長は座長が指名する（川西市 PTA あり方検討会設置要綱第 3 条第 2 項）。

●座長は、会議を招集し、会務を総括する（川西市 PTA あり方検討会設置要綱第 4 条第 1 項）。

●副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理する（川西市 PTA あり方検討会設置要綱第 4 条第 2 項）。

【協力】

●座長は、必要があると認める時は、関係者の出席、資料の提出その他必要な協力を求めることができる（川西市 PTA あり方検討会設置要綱第 5 条）。

【事務局】

●検討会の事務局は、教育推進部社会教育課に置く（川西市 PTA あり方検討会設置要綱第 6 条）。

川西市 P T A あり方検討会設置要綱

(設置及び目的)

第 1 条 保護者や教育関係者等が P T A 活動への相互理解を深めるとともに、持続可能な組織や誰もが参加しやすい P T A 活動のあり方を検討するきっかけづくりを行うため、川西市 P T A あり方検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 検討会は、次に掲げる事項について、意見を聴取する。

- (1) P T A の組織に関すること。
- (2) P T A の運営に関すること。
- (3) その他 P T A に関すること。

2 検討会は前項の事項について調査、研究を実施する。

(構成)

第 3 条 検討会は、次に掲げる者の内から 15 名以内で構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保護者代表
- (3) 関係団体の代表者
- (4) 学校・園代表
- (5) その他

2 座長は構成員の互選によって定め、副座長は座長が指名する。

(運営)

第 4 条 座長は、会議を招集し、会務を総括する。

2 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理する。

(協力)

第 5 条 座長は、必要があると認める時は、関係者の出席、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(事務局)

第 6 条 検討会の事務局は、教育推進部社会教育課に置く。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営について必要な事項は座長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年6月13日から施行する。

(招集の特例)

2 この要綱の施行後最初に行われる会議は、第4条の規定に関わらず、教育長が招集する。

川西市 PTA あり方検討会会議公開運用要綱（案）

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、川西市 PTA あり方検討会（以下「検討会」という。）の会議公開の運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

（会議公開）

第 2 条 会議公開は、会議の設置状況及び会議の開催日時等の公表、会議の傍聴を認めること並びに会議録の公表等により行うものとする。

（会議設置状況の公表）

第 3 条 教育推進部社会教育課（以下「事務局」という。）は、次に掲げる事項を記載した会議の設置状況（様式第 1 号）を速やかに作成し、市政情報コーナーにおいて、閲覧の用に供するものとする。また、内容に変更があった場合も同様とする。

- (1) 会議の名称
- (2) 事務局（担当課）
- (3) 設置年月日
- (4) 所掌事務
- (5) 構成員数
- (6) 会議の構成（選出区分）
- (7) 構成員名簿

2 前項第 7 号の構成員名簿は、役職等、氏名、選出区分を記載するものとする。

（会議の開催日時等の公表）

第 4 条 会議の開催日時等は、事前に公表するものとする。

2 前項の公表は、次に掲げる事項を記載した会議開催のお知らせ（様式第 2 号）を、会議開催日の概ね 1 週間前までに、市政情報コーナー及び川西市ホームページ等において閲覧の用に供するものとする。また、内容に変更があったときも同様とする。

- (1) 会議名
- (2) 開催日時及び開催場所
- (3) 会議次第
- (4) 傍聴の可否予定及び傍聴を認めない場合又はその一部を認めない場合にあってはその理由
- (5) 傍聴定員（予定）
- (6) 事務局（担当課）

3 事務局が特に必要と認めるときは、開催日時等の川西市広報誌への掲載を市長に依頼することができる。

4 傍聴の可否については、座長が事務局と事前に協議して決定する。

（会議の傍聴をすることができる者）

第 5 条 何人も、会議の傍聴をすることができる。

（会議の傍聴）

第 6 条 会議は、原則として傍聴を認めるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、会議の議題が、川西市情報公開条例（平成 4 年川西市条例第 8 号）第 7 条第 1 項各号に規定する非公開情報に該当すると認めるときは、会議の傍聴を認めないも

のとする。

- 3 傍聴人の定員は、原則20人とする。ただし、会場の収容人数により、可能な限り傍聴を可能とする。
- 4 傍聴の受付は、会場で会議開催の概ね30分前から先着順に行う。
- 5 「川西市PTAあり方検討会の会議公開に係る傍聴要領」は、会場の見やすい場所に掲示するなど傍聴人への周知を図り、傍聴人はこれを遵守しなければならない。
- 6 会議の傍聴を認める場合においては、傍聴人に会議の議題を記載した会議次第及び必要に応じて会議資料等を配布するものとする。
- 7 その他、会議の傍聴に関し、必要な事項は別に定めるものとする。

(会議録の公表等)

第7条 事務局は、会議の終了後、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した会議録(様式第3号)を作成するものとする。

- (1) 会議名
 - (2) 事務局(担当課)
 - (3) 開催日時及び開催場所
 - (4) 出席者(構成員・その他・事務局)
 - (5) 傍聴の可否及び傍聴を認めなかった場合又はその一部を認めなかった場合にあってはその理由
 - (6) 傍聴人数
 - (7) 会議次第及び会議結果
 - (8) 審議経過(主な発言要旨等)
- 2 前項の規定により作成した会議録は、会議録に係る会議の開催日以後1箇月以内に本会の承認を得るものとする。ただし、特別の事情があると認めるときはこの限りでない。
 - 3 前項の承認を得た会議録については、速やかに市政情報コーナー及び川西市ホームページにおいて公表し、閲覧に供するものとする。
 - 4 川西市情報公開条例第7条第1項各号に規定する非公開情報に該当すると認めるときは、第1項第8号の審議経過の全部を公開せず、又はその一部を公開しないことができる。
 - 5 事務局は、必要と認めるときは、会議結果の川西市広報誌への掲載を市長に依頼することができる。

付 則

この要綱は、令和元年7月20日から施行し、同日以後に開催する会議について適用する。

会議の設置状況

1 会議の名称	川西市PTAあり方検討会	
2 事務局(担当課)	教育推進部 社会教育課(内線:3425)	
3 設置年月日	令和元年6月13日	
4 所掌事務	<p>●保護者や教育関係者等がPTA活動への相互理解を深めるとともに、持続可能な組織や誰もが参加しやすいPTA活動のあり方を検討するきっかけづくりを行うため設置するもの。</p> <p>●検討会は、「(1)PTAの組織に関すること」「(2)PTAの運営に関すること」「(3)その他PTAに関すること」について、意見の聴取及び調査、研究を実施する。</p>	
5 構成員数	規定上の構成定数 15 人 以内	現行構成員数 13 人
6 会議の構成 (選出区分)	学識経験者2名、保護者代表2名、関係団体の代表者6名、学校・園代表3名 合計13名	

会議開催のお知らせ

会 議 名 (付属機関等名)			
開 催 日 時			
開 催 場 所			
会 議 次 第			
傍聴の可否予定	可・不可・一部不可	傍聴者定員(予定)	人
傍聴不可・一部不可の 場合は、その理由			
事 務 局(担当課)			

会 議 録

会議名 (付属機関等名)				
事務局 (担当課)				
開催日時				
開催場所				
出席者	委員			
	事務局			
傍聴の可否予定	可・不可・一部不可	傍聴者数	人	
傍聴不可・一部不可の場合は、その理由				
会議次第				
会議結果				

審 議 經 過

--	--

川西市 PTA あり方検討会の会議公開に係る傍聴要領（案）

（趣旨）

第1条 この要領は、会議の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

（傍聴手続）

第2条 会議を傍聴しようとする者（以下「傍聴人」という。）は、開催場所において、会議を傍聴したい旨係員に申し出た上、傍聴席に着かなければならない。

（傍聴できない者）

第3条 次の各号のいずれかに該当するものは、傍聴することができない。

- (1) 銃器その他危険な物を持っている者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 異様な服装をしている者
- (4) はり紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者
- (5) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者
- (6) 前各号に定める者のほか、議事を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる物を持っている者

（傍聴人の守るべき事項）

第4条 傍聴人は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 静粛を旨とし、会議における言論に対して拍手その他の方法により、公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑しその他騒ぎ立てないこと。
- (3) はち巻、たすきの類をする等示威的な行為をしないこと。
- (4) 飲食及び喫煙をしないこと。ただし、水分補給程度の飲み物は飲むことができる。
- (5) みだりに席を離れ又は不体裁な行為をしないこと。
- (6) 携帯電話は電源を切るかマナーモードに設定し、使用しないこと。
- (7) 前各号に定めるもののほか、会議の秩序を乱し、又は妨害となるような行為はしないこと。

（撮影、録音等の禁止）

第5条 傍聴人は、写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。

（会議出席者への配慮）

第6条 傍聴人は、この会議で聴取した内容を特定の氏名等をあげて中傷してはならない。

（傍聴人の退場）

第7条 傍聴人は、傍聴を認めない旨の決定がなされたときは、速やかに退場しなければならない。

（係員の指示）

第8条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

（違反に対する措置）

第9条 傍聴人がこの要領に違反するときは、座長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

付 則

この要領は、令和元年7月20日から施行し、同日以後に開催する会議について適用する。

川西市の PTA 活動の現状

(1) PTA

PTA は戦後の物資が足りない 1947 年、「父母と先生の会」として始まり、児童生徒の健全な発達などを目的に活動している。60 年代には学校給食の充実など、子どもの教育環境の向上を後押し、「荒れる学校」が社会問題となった 80 年代には、学校環境の健全化にも貢献してきた。

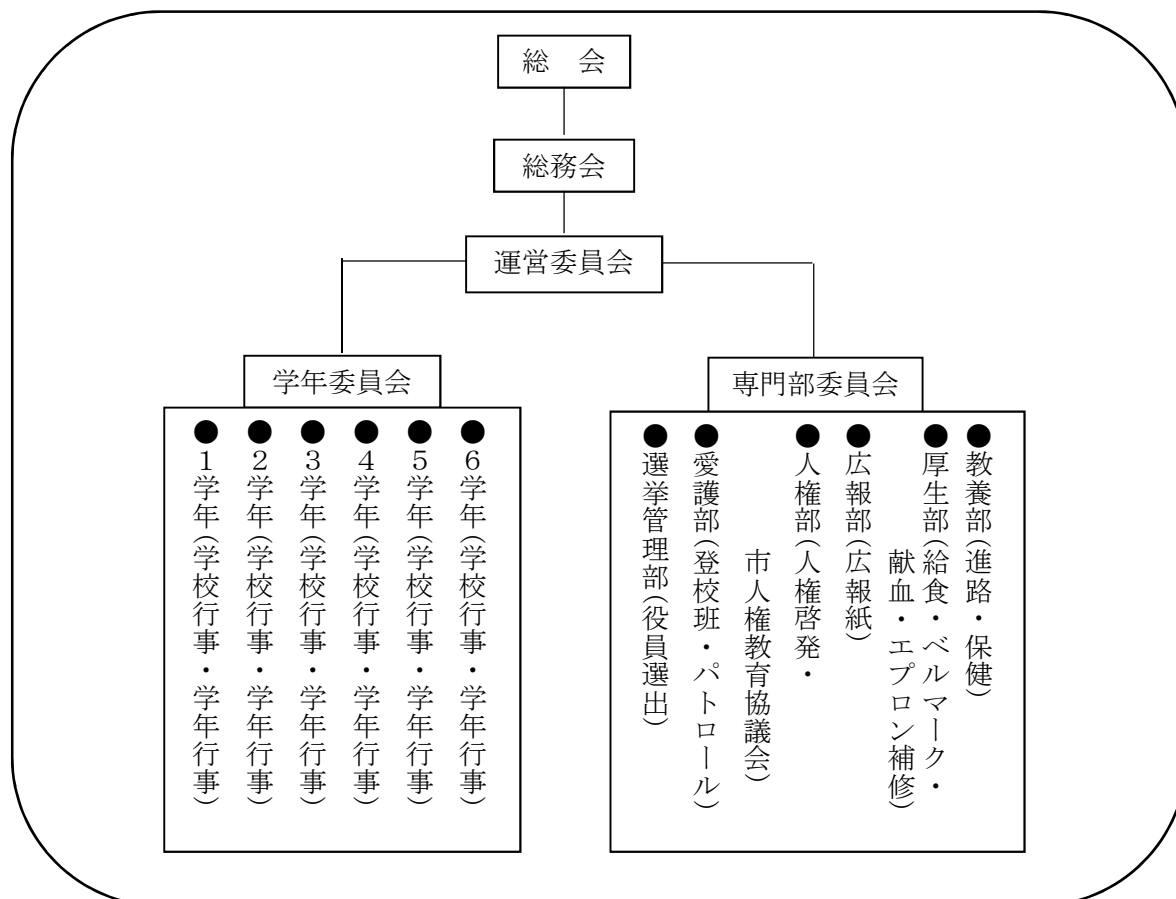
本市には、全ての小学校（16 校）、中学校（7 校）、特別支援学校（1 校）に PTA がある。

また、PTA 規約の中に「保護者と教職員が協力して、学校・家庭・社会における児童の健全な成長を図ることを目的とする」や「会員相互が協力して、生徒の心身の健全な発達を図るとともに、会員相互の親睦を深め教養を高めることを目的とする」などと明記し、子どもたちの生活環境や教育環境の改善、福祉の増進、健康・安全のために様々な活動を行っている。

このことにより、学校の教育環境が改善され、地域との連携も深めることができ、子どもたちが安全で充実した生活を送れるようになってきた。また、家庭教育の様々な課題への理解を深めることで保護者が子育てを安心して行えるようになってきた。

しかし、専業主婦や自営業の方が PTA の主な担い手であった時代から、女性の社会進出や核家族化など社会環境が変わっていく中で任意加入や個人情報、役員選出に関する問題など様々な課題が出てきている。

(2) 一般的な組織図と主な業務内容の例



川西市の PTA 活動の主な課題（たたき台）

(1) 任意加入について

- PTA は任意の団体であり、その入退会は会員の意思で決められるものであるが、意思確認や任意加入であることの説明を受けず、子どもの入学と同時に保護者が会員となっている。

(参考)

- ・「任意団体である」ことを規約等に明記しているのは 19校
- ・「加入は任意である」ことを明記しているのは 3校
- ・「加入届・加入登録」を提出してもらっているのは 3校

(2) 個人情報について

- 多くの単位 PTA が個人情報取扱の規定等を定めている(20校)が、個人情報がどのように収集・活用されているのか知らない。

(3) 会費の徴収について

- 同意を得ずに学校徴収金と一緒に引き落としを行っている。
- 学校と PTA の間で引き落とし業務の委託契約をしていない。

(4) 役員を選出について

- くじ引きで役員を割り当てられたり、欠席しているのに役員を割り当てられる。
- 病気や家庭の事情などの個人情報を公開しなければ免除されない。

(参考) 現状の役員免除決定の方法や決定に当たり配慮している事項

- ・免除申請書提出時に診断書や母子手帳のコピーなどの添付を求めている。
- ・選考会に出席して免除理由を口頭で伝え、出席者の承認を得る。
- ・選考会で名を伏せて免除理由を読み上げ出席者の承認を得る。
- ・公表されたくない理由がある場合は事前に封書で届け、特定の者(会長、選考委員、校長、教頭など)で判断する。

※免除決定の方法や決定に当たり配慮している事項には単位 PTA の間で差がある。

(5) 活動内容について

- 前例踏襲で内容の見直しがされていない。
- 多くの PTA 活動が平日の昼間に行われるなど、働いている保護者が参加しにくい。
- PTA 活動の内容が多岐に渡り、活動日も多く、また活動範囲も広いため、負担になっている。

(6) その他

- PTA 未加入者の子どもが増えてきた時には教育的配慮を行う必要がある。